

超音波骨折治療器 一式 賃貸借 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	契約期間中に診療報酬の改定や、製品価格の改定などがあった場合、双方協議の上で賃借料の改定はできるのでしょうか。	診療報酬改定時に協議を行うことは可能ですが、契約期間中の製品価格の改定には応じられません。